

被扶養者異動届 添付書類一覧表

被扶養者認定調書 と **住民票(世帯全員の住民票、個人番号の記載なし、原本)** は必須！
その他、下記該当書類を提出して下さい。

被扶養者該当区分	提出書類の種類	続柄 配偶者	子	配偶者、子 以外の方 (父母・義父母・兄弟姉妹等)
お子さんが生まれたとき (被扶養者認定調書と住民票は不要)	出生証明書又は母子手帳(写) ※配偶者が被扶養者でないときのみ 配偶者の直近の給与明細(写) 3ヵ月分(産休・育休期間中である 場合は産休取得前の3ヵ月分)	※	○	—
18歳以上の方	課税・非課税証明書	○	○	○
給与等収入がある有職者 (パート・アルバイト等)	直近の給与明細(写)3ヵ月分	○	○	○
給与以外に収入がある方 (事業収入・不動産収入等)	確定申告書及び収支内訳書 (税務署印のあるもの写)	○	○	○
各種年金収入がある方 (障害年金・遺族年金・企業年金・ 個人年金等含む)	直近の年金額改定通知書 又は振込通知書(写)	○	○	○
老齢年金受給年齢に達していて 年金を受給していない方	その旨記入の申立書	○	—	○
傷病手当金・傷病手当金付加金を 受給中に退職した方	直近の支給決定通知書(写)	○	○	○
学生	学生証(写)又は在学証明書 (有効期限が分かるもの)	○	○	○
身体障害者	障害者手帳(写)	○	○	○
18歳以上(高校卒業以上)で 学生以外の子、孫、父母、兄弟姉妹	健康保険被扶養者認定申請申立書 (アルバイト・フリーターの場合、 直近の給与明細(写)1年分)	—	○	○
退職した方 (雇用保険に加入していた方)	扶養理由書(雇用保険関係調査) と退職証明書	○	○	○
退職した方 (雇用保険に加入していなかった方)	非加入証明書(事業主証明) 又は給与明細書	○	○	○
退職した方 (雇用保険受給終了した方)	雇用保険受給資格者証の 「支給終了」の部分(写)	○	○	○
別居している方	送金証明3ヵ月分(現金手渡しは不可) ATM利用明細票(写)、銀行振込・現金 書留の控え(写)、通帳記入頁(写)など	○	○	○

※収入のある方はご注意ください！

- ・15歳以上60歳未満・・・給与、雇用保険収入等の年間収入限度額は**130万円未満**。月額目安**108,333円以下**。
★失業保険受給者・・・月額換算の目安(基本手当日額 **3,611円**×30日以下)
- ・60歳以上又は身障者・・・給与、年金、雇用保険収入等年間収入限度額は**180万円未満**。月額目安**150,000円未満**。
★失業保険受給者・・・月額換算の目安(基本手当日額 5,000円×30日以下)

《注意事項》

提出書類だけで確認できない場合には、別途追加書類の提出を求める場合があります。
また、虚偽の申請をされ発覚した場合には直ちに認定を取り消し、保険給付等の返還をしていただきます。

※次のいずれかに該当した場合は、速やかに**被扶養者(異動)届**で削除の手続きをし、日飛健保の保険証を返却して下さい。

1. 生計維持関係がなくなったとき。
2. 就職したとき。
3. 失業保険受給開始手続きを行うとき。
4. 年間収入限度額以上の収入を得たとき。(見込みも含む)